



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却について

この制度は、中小企業者などが平成29年3月31日までの期間内に新品の機械及び装置などを取得し又は製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却又は税額控除を認めるものです。下記の資産のうち器具備品が除かれ、平成31年3月31日まで延長される予定です。

対象となる資産

- (1)機械及び装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- (2)事務処理の能率化、製品の品質管理の向上等に資する次に掲げるいずれかのもので、1台又は1基の取得価格が120万円以上のもの
測定工具及び検査工具(平成24年4月1日以後に取得等をしたものに限ります。)
電子計算機
インターネットに接続されたデジタル複合機
試験又は測定機器(平成24年4月1日以後に取得等をしたものに限ります。)
- (3)ソフトウェア
ソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの
その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が70万円以上のもの
- (4)車両及び運搬具のうち一定の普通自動車で、貨物の運送の用に供されるもののうち車両総重量が3.5トン以上のもの

中小企業投資促進税制等の拡充・延長等

生産性向上設備の取得した場合即時償却ができます。

(旧モデルと比べて生産性が年平均1%以上改善する設備、証明書の発行が必要)

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等をする設備について適用される予定です。

つまり、生産性向上設備の証明書の付いた、機械等を買った場合には、全額を買った年の経費にできる制度です。